

会津若松市認定こども園条例（案）に係る パブリックコメントの実施について

健康福祉部 こども保育課

1 制定の理由

令和9年4月1日の河東第三幼稚園の廃止に伴い、保育を必要としない（※）3歳以上の未就学児（以下「1号認定こども」という。）については、入所が可能な公立の教育・保育施設が無くなることから、令和9年度より公立唯一の教育・保育施設となる中央保育所を「1号認定こども」の入所が可能な認定こども園とするため、設置条例を定めようとするものです。

※保育を必要としない…専業主婦（主夫）世帯や祖父母等の同居などの理由により、日中家庭での保育が可能な世帯

2 条例の内容

認定こども園「あいづ中央こども園」の設置及び中央保育所の廃止

3 施行期日

- (1) 令和9年4月1日から施行する。
- (2) 施行日以降の事業の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。